

【教育概要】

特別教育（労働安全衛生規則36条）

※下記の業務に従事する労働者に対して、事業者は安全衛生のための特別の教育を行うことが義務付けられています。
事業者に代わって建災防栃木県支部が教育を実施しています。

【自由研削といしの取替え、試運転業務：36条1号】

自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務を行うときに必要な教育です。「自由研削といし」とは、建設工事において加工物を研削、切断するのに使用されるグラインダなどをいいます。

【低圧電気開閉器等の操作業務：36条4号】

低圧（交流で600v以下、直流で750v以下の電圧）の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室などの区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務を行うときに必要な教育です。なお、電気工事士免許（経済産業省の所管）を取得していても、上記業務に就く場合は、当該教育の修了が必要です。

【特定粉じん作業業務：36条29号】

ずい道工事などの特定粉じん作業に就く場合に必要な教育です。「粉じん」とは、機械掘削作業によって岩石を砕いたときに発生するホコリをいいます。粉じんを吸い込むと職業性疾病として「塵肺」へと進行していきます。

【ダイオキシン類取扱い業務：36条34号】

廃棄物の焼却施設で、①ばい塵や焼却灰などの業務、②廃棄物焼却炉や集塵機などの設備の保守点検の業務、③これら設備の解体の業務などに就く場合に必要な教育です。

【酸素欠乏危険場所等における業務：36条26号】

酸素欠乏危険場所とは、マンホール内、ピット、地下室、タンク内、坑内、暗きよなどをいいます。これら酸素欠乏空気や硫化水素の発生するおそれがある場所で業務に就く場合には、教育を受ける必要があります。

【石綿使用建築物等解体業務：36条37号】

石綿の多くは建材として建築物に使用されています。今後これらの老朽化による解体工事の増加に伴い、解体従事者の石綿ばく露による健康障害が懸念されます。石綿を含む建築物や工作物を解体・改修する作業に就く場合に必要な教育です。

【伐木等の業務（チェーンソー作業）：36条8号】

立木の伐木等の業務において、チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務に就く場合に必要な教育です。なお、規則改正により令和2年8月1日より立木の胸高直径で区分されていた2種類（大径木、小径木）の特別教育は統合されました。

【締固め用機械（ローラー）：36条10号】

締固め用の機械には、ロードローラー、タイヤローラー、タンピングローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラーなどがあり、道路工事・ダム工事・土地造成工事で広く使用されています。ローラーの取扱い業務に就く場合に必要な教育です。

【小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削）：36条9号】

機体重量3t未満の車両系建設機械（ミニショベル等）などの業務に就く場合に必要な教育です。

【足場の組立て、解体又は変更：36条39号】

足場とは、作業者を作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設物をいいます。わく組足場や脚立足場、移動式足場（ローリングタワー）などがあり、これらの足場を組立てたり、解体又は変更する場合には当該教育の修了が必要です。

【法面ロープ高所作業：36条40号】

のり面保護工事などで行われるロープ高所作業では、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。ロープ高所作業（作業箇所の上方にある支持物に緊結したロープに身体を保持しながら行う作業）に就く場合に必要な教育です。

【フルハーネス型安全带使用作業：36条41号】

高さ2m以上の個所であって、作業床を設けることが困難なところで、フルハーネス型安全带を用いて作業を行う場合に必要な教育です。

【教育概要】

特別教育に準じた教育

※下記の業務に従事する労働者に対して、事業者は安全衛生のための教育を行うことが行政通達により求められています。
事業者に代わって建災防栃木県支部が教育を実施しています。

【振動工具取扱い業務：S58年5月20日 基発第258号及びH21年7月10日 基発0710第2号】

さく岩機やインパクトレンチ、タンピングランマーなどの振動工具の誤った使用は、白ろう病などを引き起こす恐れがあります。
チェーンソー以外の振動業務に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。

【丸のこ取扱い作業：H22年7月14日 基安発0714第1号】

携帯用丸のこ盤を使用する作業に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。

【有機溶剤等取扱い業務：S59年6月29日 基発第337号】

有機溶剤とは、物質を溶解する性質を持つ有機化合物の総称で、トルエンやイソプロピルアルコール、クレゾールなどがあります。
有機溶剤業務に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。

【刈払機取扱い作業：H12年2月16日 基発第66号】

刈払機には肩掛式や背負式などの種類があり、道路や河川などの管理で使われています。転倒や刈刃の跳ね返りなどで、刈刃に接触する災害が多く発生しています。刈払機を使用する作業に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。

【教育概要】

その他の安全衛生教育

※下記の業務に従事する労働者に対して、事業者は安全衛生のための教育を行うことが法令や行政通達により求められています（一部例外有）。事業者に代わって建災防栃木県支部が教育を実施しています。

【雇い入れ時実施担当者教育：法59条1項関連】

事業者は、労働者（新卒者など、安衛則35条に基づく安全衛生教育を必要とする者）を雇い入れたときは、当該労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。当該教育を実施担当する方のために、教育の仕方などを習得していただきます。

【交通労働災害防止担当管理者教育：H20年4月3日ガイドライン改正】

交通労働災害とは、道路上や事業場構内における自動車などの交通事故による労働災害をいいます。当該管理者を選任し、役割、責任、権限を定めるとともに、必要な教育を行うことが求められています。

【現場管理者のための統括管理研修：法29、30、31条関連】

一般に建設工事では、複数の専門工事業者が混在して作業を行う場合が多く、その現場全体を統括的に管理する体制が必要となっています。これらから発生する労働災害を防止するために実施される安全管理を「統括管理」といいます。安衛法（29、30、31条）では、元請業者に対して諸々の規定を求めています。

【足場の組立て等能力向上教育（点検実務）：法19条の2及び規則567条、568条関連】

足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方で、おおむね5年を経過した方を対象に、法に基づく能力向上教育が求められています。併せて規則改正により、事業者は「強風、大雨、大雪等の悪天候」や「足場の組立て、一部解体もしくは変更」の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に点検し、異常を認めたときは直ちに補修しなければなりません。これにより「足場の点検及び記録・保守管理」についても習得していただきます。

【職長・安全衛生責任者教育：法 16 条、60 条】

事業者は、新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。また、関係請負人は、安全衛生責任者を選任し、その者に連絡等を行わせなければならないとされています。

【施工管理者等の足場点検実務者研修：規則 567 条、568 条関連】

事業者は「足場の組立て、一部解体もしくは変更」や「強風、大雨、大雪等の悪天候」の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に点検し、異常を認めたときは直ちに補修しなければなりません。当研修では「足場の点検及び記録・保守管理」について習得していただきます。

【職長・安全衛生責任者能力向上教育：法 19 条の 2 及び H29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号】

職長・安全衛生責任者として職務に就いている方を対象に、おおむね 5 年ごとの再教育が求められています。安全意識の高い職長の評価を高めるため、キャリアアップとしても当該教育の修了が求められています。

【建設業等の熱中症指導員・管理者研修：H21 年 6 月 19 日基発 0619001 号】

行政通達により、管理者（職長や施工管理者など）には熱中症を予防するための労働衛生教育の実施が求められています。建設業は屋外作業が多く、また通気性の悪い場所での作業が多いことから、労働災害に至る事例が多く発生しています。

【玉掛け業務従事者安全教育：H5 年 12 月 22 日基発第 709 号】

技能講習を修了した玉掛け作業者の方々に、新しい知識や情報を習得していただきます。玉掛け作業者の能力向上を兼ねたベースアップの再教育です。

【木造建築物の解体作業指揮者教育：規則 529 条及び H 元年 9 月 5 日基発第 485 号】

事業者は、建築物の解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行う場合においては、作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させなければなりません。また、木造建築物の解体作業で指揮を行っている者に対して、教育を実施することが行政通達により求められています。

【建設現場責任者のための労災保険研修】

当研修では、労災保険の仕組み、業務災害と通勤災害の認定の考え方、給付の内容などについて習得していただきます。

【建設工事の職場環境改善実施担当者講習：建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律関連】

建設現場は、複数の事業者が混在し多くの人員が入り出します。こうした特性をもった建設現場での効果的なメンタルヘルス対策として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を建災防では推進しています。この講習では、建設現場の職場環境改善活動を実施担当者として進めるために必要な知識とスキルを講義・演習を通して習得していただきます。

【安全管理者選任時研修：法 11 条】

安衛法は、労働安全衛生に関する技術的事項を管理する者として、一定規模以上の事業場（常時 50 人以上）に、安全管理者の選任を義務付けています。改正安衛則により、平成 18 年 10 月 1 日以降に選任される安全管理者に対しては、従来の学歴と実務経験に加え、厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から選ばなければならないことになりました。また、安全管理者として選任された経験が 2 年未満の安全管理者（平成 16 年 10 月 2 日以後選任）に関しても研修の修了が義務付けられました。本研修は、その定めに基づく研修です。

【低層住宅のための職長教育：法 60 条】

主に大工、左官、屋根、塗装工事などの責任者（親方）や責任者として従事しようとする方々に、職長としての職務の遂行や低層住宅工事現場の特性をふまえた災害の防止について習得していただきます。

【安全衛生推進者能力向上教育（初任時）：法 19 条の 2、法 12 条の 2、規則 12 条の 2 関連】

安衛法では 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生業務の実務を担当する「安全衛生推進者」を選任し、その職務を遂行させるよう事業者に求めております。また、安全衛生推進者の能力向上のための初任時教育の実施も求められています。

【新総合工事業者のリスクアセスメント教育：法 28 条の 2 及び H18 年 3 月 10 日指針関連】

一般の作業所においては、工事に着手する前に施工計画書を作成し、計画の段階で「危険性または有害性等の調査等」を実施することで、より効果的なリスク低減措置が可能となります。当教育では、主に店社の安全衛生担当の方々を対象に、指針に基づくリスクアセスメントの進め方を習得していただきます。

【斜面の点検者に対する安全教育：H27年6月29日斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】

本ガイドラインでは、斜面崩壊による労働災害を防止するためには、日々変化する掘削中の斜面の状況を、点検により的確に把握するとともに、発注者、設計者及び施工者が同じ点検結果に基づいた斜面崩壊の危険性を共有し、対策を講じることを求めています。斜面を点検するには「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」による「斜面の点検者に対する安全教育」を受講した、一定の知識を有する点検者が実施することが求められます。

【建設業の化学物質のリスクアセスメント研修：法57条の3、規則34条の2の7、規則34条の2の8関連】

一定の危険有害性のある化学物質（663物質）については、業種、事業場規模に関わらず、その対象となる化学物質の製造・取扱いを行う場合にリスクアセスメントを実施することが義務付けられました。建設業では、塗装作業、接着作業などにおいて、対象となる化学物質を取扱うことがあり、その際にリスクアセスメントの実施とリスクレベルに応じた安全衛生対策を実施することが必要となります。当研修では、建設業における化学物質取扱い作業に係るリスクアセスメントの実施方法について習得していただきます。

【安全管理者等能力向上教育：法19条の2】

安衛法は、労働安全衛生に関する技術的事項を管理する者として、一定規模以上の事業場（常時50人以上）に、安全管理者の選任を義務付けています。そして、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」により、おおむね5年ごとに能力向上教育が求められています。安全管理者が安全管理水準を向上させていくために、普段からその有する能力の向上を図っていくことが不可欠となります。